

第4章 現状と課題

史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡は、古代律令国家における南武蔵最南端の地方行政単位であった橘樹郡を統治していた役所跡（橘樹郡家跡）及び隣接して造営された地域の文化的中心であった古代寺院跡であり、古代国家の地方支配の実態を知る上で重要な価値を持つ遺跡である。この史跡を確実に保存継承するためには、遺構・遺物を適切に保存管理するとともに、史跡の価値や魅力を高め伝えるための整備・活用を進めていく必要がある。

そこで、史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡について、保存管理、活用、整備、管理運営体制の現状と今後の課題を整理した。

第1節 保存管理

（1）史跡指定地内の保存管理の現状

- 史跡橘樹官衙遺跡群は、史跡指定地21,551.72㎡のうち、公有地化した範囲は9,349.1㎡（川崎市所有地8,800.85㎡、国有地548.25㎡）であり、残りは民有地（寺院地、民家、駐車場、畑地）12,202.62㎡である。
- 影向寺遺跡については、宗教法人影向寺と個人が所有をしており、神奈川県指定重要文化財である本堂薬師堂のほか、国重要文化財である薬師三尊等の安置殿、阿弥陀堂、鐘楼、寺務所等の建造物が現存する。
- 史跡指定地内は、原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。
- 橘樹歴史公園として市民に供用している史跡地の一部は、史跡の日常的な保全管理を千年町会が母体として構成された橘樹郡衙跡史跡保存会の協力を得ながら、市が行っている。
- 影向寺境内の史跡指定地内については、宗教法人影向寺及び影向寺重要文化財・史跡保存会が中心となって保全管理を行っている。
- 史跡指定地については、川崎市が管理団体となっている（平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号）。

（2）史跡指定地内の保存管理の課題

- 指定地内に含まれる民有地については、地権者の協力を得て、地下遺構の保存を図るとともに、史跡の確実な保存を図るために公有地化を推進する必要がある。
- 史跡であることを明示する必要がある。
- 史跡指定地として、来訪者が訪れやすいように定期的な維持管理を行う必要がある。

（3）史跡指定地周辺の保存管理の現状と課題

- 史跡指定地の周辺は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当をしており、橘樹官衙遺跡群に関連する遺跡、前時代及び官衙廃絶後に営まれた遺跡である可能性が高い。今後、地権者等の協力を得て、さらに確認調査を行い、官衙に関連する遺構が発見された場合は史跡の追加指定を目指し、地権者等と協議の上、保存を図る必要がある。
- 史跡周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地及び特別緑地保全地区等を含め歴史的景観を保全するために、急傾斜地崩壊対策事業や民間開発等については、理解と協力を求めながら対応

をする必要がある。

- 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地では、深い掘削を伴う工作や工事に対しても事業者等の理解と協力を得て、遺跡の保存を図る。
- 指定地周辺の民家で、建て替え等の開発計画がある場合は、試掘調査・確認調査を徹底して行うことで、史跡に関連する遺構の把握と保存に努める必要がある。

第2節 活用

(1) 現状

- 市教委や区役所、市民活動団体等が行っているまち歩き事業等において、史跡橘樹官衙遺跡群をコースに取り入れ、橘樹郡家跡では、案内板・説明板・刊行物等を用いて解説を行っている。
- 影向寺遺跡においては、塔心礎である影向石や本堂である薬師堂礎石の一部等、古代にさかのぼる遺構・遺物等を手がかりに遺跡の全体像について学ぶ取組を行っている。
- 史跡に関する情報の発信は、川崎市のホームページや市政だより等の媒体を利用しているほか、必要に応じて遺跡解説のリーフレット等を作成している。

(2) 課題

- 一般の来訪者が単独で訪れた場合等は、ガイダンス施設等が近隣にないことから、遺跡を理解するための手がかりが少ない。
- 史跡には駐車場や駐輪施設等がなく、駅やバス停からのアクセスもしやすいとは言い難い。
- 史跡に係るボランティアの育成や活用が出来ていない。
- 川崎で育つ、将来を担う子ども達が、地域の歴史を伝える史跡を知ることは非常に重要である。現在も一部学校への出前授業や、校外学習への専門職員の派遣等を行っているが、市域全体への対応は困難である。今後、川崎市内の各学校で学習を主体的に取り組めるよう、教材の開発や、教員への支援が必要である。
- 史跡を有効に活用していくためには、地域の理解と協力が欠かせないため、史跡の活用にあたっては地域住民の参加と地域の活性化につながる継続的な手法を開発する必要がある。
- 橘樹官衙遺跡群と同時に国史跡指定を受けた茅ヶ崎市の下寺尾官衙遺跡群をはじめ、東京都府中市の武蔵国府跡、東京都国分寺市の武蔵国分寺跡等、古代官衙関連の史跡を有する自治体との交流や情報交換を進め、市民の史跡への理解を深める取組に活かす必要がある。
- SNS（Social Networking Service）等情報発信手段が多様化していることから、有効な情報発信媒体の検討を行うことが必要である。

第3節 整備

(1) 現地案内

- 遺跡の位置関係や内容、また周辺の遺跡・文化財等を把握できる設備がない。また、橘樹郡家跡と影向寺遺跡間のアクセスを示す案内板等が不十分であり、他部局が設置したサインとの重複が見られるため、案内板等の整理が必要である。

（２）史跡へのアクセスと便益施設

- 公共交通機関で史跡を訪れる場合の最寄りとしては、路線バス「影向寺」バス停・「千年」バス停等であるが、遺跡群の所在する丘陵はバス通りから急な坂道や階段を上らないと到達できない。また、史跡周辺は道路幅が狭く、歩道もない場所が大半であるが、車の通行量が多いことから、史跡等の見学時に危険な場合もある。遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースは現状整備されていないため、多目的広場等のスペースの確保が必要である。
- 橘樹官衙遺跡群や橘樹歴史公園を訪れる人たちが快適に過ごせるようトイレの設置が必要であるが、遺構の保存に十分配慮しつつ、近隣住民を含む地域との十分な協議・調整を行う必要がある。
- 橘樹郡家跡と影向寺遺跡を結ぶ道路は、住宅の密集する幅員の狭い道路で、交通量も多いことから、安全な動線の確保が必要である。

（３）居住空間と関わり

- 史跡が地域住民の生活空間と重なっていることから、住民のプライバシーに十分配慮する必要がある。

（４）史跡の整備

- 平成27（2015）年の史跡指定時の指定範囲は橘樹官衙遺跡群の内のごく一部分に限られており、官衙に関連する重要な遺構がすでに発見されている場所や今後官衙に関連する重要な遺構が発見された場合等は、順次追加指定を図る必要がある。このことから、史跡全体の将来像を描きながら整備を計画するとともに、公有地化の進展に応じた段階的な整備を行っていく。

第４節 管理運営体制

- 史跡の保存・管理については、既に地元の遺跡保存会と協働して行っている部分もあり、保存会の育成・充実に協力しつつ、今後さらに連携しながら進めていく。
- 史跡整備等の進展に応じて、公有地を含む史跡全体の管理・活用に係る人的資源の拡充と育成とともに、地域住民や関係行政庁との連絡調整を図っていく必要がある。また、橘樹官衙遺跡群の保存・活用・整備事業は、住民、有識者、行政が関わり合いながら携わることが望ましく、橘樹郡衙跡史跡保存会や影向寺重要文化財・史跡保存会とも連携しながら各種事業を運営する必要がある。

第5章 橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針

国史跡は、我が国の歴史を正しく理解する上で、欠くことのできない遺跡とされており、史跡橘樹官衙遺跡群は古代の地方官衙の在り方を理解することのできる貴重な遺跡として、極めて重要である。このため、史跡の確実な保存管理および活用のための基本的な指針を定める。

前述した橘樹官衙遺跡群の価値や構成要素等から考えれば、その保存管理・活用は、史跡指定地のみではなく、史跡指定地以外の千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕や影向寺遺跡は当然として、史跡周辺地域に所在する関連遺跡や特別緑地保全地区等を含めた広範囲な保全を図ることが重要といえる。しかし、史跡橘樹官衙遺跡群は、橘樹郡家の主要施設である正倉院・館・厨家の一部及び古代寺院が所在した影向寺境内及びその周辺の一部という限定された範囲しか史跡指定されていない。この現状をふまえ、本計画では、史跡指定地だけでなく、将来史跡の追加指定がされる可能性がある範囲を含め、橘樹官衙遺跡群全域とその周辺に所在する関連遺跡及び橘樹官衙遺跡群に隣接する特別緑地保全地区等を対象としている。

第1節 基本的な指針

（１）史跡橘樹官衙遺跡群の確実な保存と継承

史跡橘樹官衙遺跡群は、我が国の古代史上の重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域のかげがえのない歴史的・文化的資産である。この史跡を、未来にわたって確実に保存し、継承する。

（２）継続的調査による遺跡群の全体像の解明

史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明や関連する遺跡等の歴史的価値を把握するため、それらの情報を広く発信し、市民・地元住民等の理解を得ながら、継続的に調査を実施していく。

（３）史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺の景観と歴史的・文化的資産を活用した歴史的まちづくりの推進

史跡橘樹官衙遺跡群及び周辺地域には、多くの遺跡や文化財、谷戸や緑地等が所在しており、橘樹官衙遺跡群とこれら文化財や自然環境等を総合的に捉え、市民や地域の理解・協力を得ながら、豊かな歴史文化資産及び自然資産に根付いた良好な景観を守り、歴史的まちづくりを推進する。

（４）地域を知る学びの場や人材を育成するひとづくりの場としての整備・活用

史跡橘樹官衙遺跡群の整備・活用を通じて、歴史や文化を知ることによって郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るとともに、それらを担う人材の育成も図る。

（５）管理運営体制の構築・整備

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存・活用していくため、川崎市の文化財保護部局が中心となって関係行政機関・土地の権利者・地域住民・企業等と連携した管理運営体制を構築する。

第2節 短期的な指針

史跡橘樹官衙遺跡群については、前節の基本的な指針に基づき保存活用を進めていくが、遺跡群の全容解明、史跡の追加指定、土地の公有地化等については、長期的な視点で、段階的に進展していくことから、まず漸次取組むことが可能な、今後10年前後の短期的な保存管理・活用等に関する方針を定める。

- (1) 本格的な整備を行う前に簡易的な解説板やサイン等を設置し、市民等が活用しやすい環境を整える。
- (2) 重要な遺構等がすでに発見されている、または新たに発見された土地の中で、史跡整備を実施する計画範囲内の土地や、地下に遺跡を保存した状態（現状保存）での利活用が困難になった土地については、関係者等との協議を行った上で、地権者等の理解と協力のもと、国史跡への追加指定及び公有地化を図る。
- (3) 公有地化した土地が有する条件等に応じて整備計画を決定し、計画に基づき段階的に保存整備・活用を推進する。
- (4) 史跡橘樹官衙遺跡群の価値を広く知ってもらうための情報発信を積極的に図る。
- (5) 史跡における現地見学会や講座等を通じて、市民等への周知を図るとともに、史跡の保存を図る社会的雰囲気づくりを進める。

第6章 橘樹官衙遺跡群の保存管理

第1節 保存管理の基本方針

第3章における史跡の価値及び第4章における史跡の課題の整理、また第5章における橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針を踏まえ、史跡を継続して、適切に保存管理していくための基本方針について、以下のように定める。

(1) 史跡の確実な保存と継承

史跡指定地のうち千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕は確実に保存管理し、整備・活用を図るため、遺跡の保存に必要な措置を講じる。また影向寺遺跡は、影向寺境内での宗教活動に支障がないよう十分配慮しつつ、遺跡を確実に保存管理する。

(2) 地域と協働した史跡の保存管理

史跡橘樹官衙遺跡群が所在する橘・野川地区の町内会、影向寺関係団体等、地域全体の理解を得ながら協働して保存管理を行いつつ、文化庁や神奈川県、川崎市の関係部局、学術研究団体等とも連携を図り、市民・有識者・行政が幅広く協力して保存管理を行う。

(3) 遺跡の保存方法と公有地化の方針策定

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり確実に保存管理し、広く市民が活用するための整備を実施するため、整備計画を踏まえながら公有地化の方針を定める。

(4) 史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明に向けた調査の実施と追加指定

史跡橘樹官衙遺跡群の調査を継続的に実施し、遺跡群の全容解明を進めることで、遺跡群の価値をさらに高め、その調査成果に基づき遺跡の保存を図る。また、遺跡群内の未指定地についても、調査成果に基づく遺構の重要性や保存の必要性が明らかになった地域は、住民や地域の理解を得て、追加指定を図り、遺跡の保存を図る。

(5) 周辺の歴史文化資産・自然文化資産を活かした保存管理

史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺には、史跡地内と同等の価値を有する遺構が確認された、あるいは遺構が想定される未指定地や遺跡・文化財等の歴史文化資産、谷戸・湧水・里山等の自然文化資産が多く所在している。ガイダンス機能の充実や、古代の景観を体感できる植生が残る特別緑地保全地区を含め、周辺地域で望ましい植生の在り方について検討を進める等、その恵まれた地域の特性を活かしながら実際に歴史や自然を体感・体験できる場と、史跡の歴史・自然文化資産等を学習する場との、バランスの取れた一体的な活用が図れるような保存管理を進める。

第2節 橘樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分と構成要素

(1) 史跡指定地の地区区分

古代武蔵国橘樹郡の役所跡である千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と白鳳寺院跡である影向寺

遺跡から構成される史跡橘樹官衙遺跡群について、今後の保存整備・活用を円滑に進めるため、史跡指定地における土地所有状況等によって、地区区分を行う。

なお、地区区分については、近年実施した調査で橘樹郡家跡及び古代寺院跡の範囲がより詳細に分かってきたことから、その成果に基づき、第1期保存活用計画の地区区分から修正した。

【A1地区】

当該地区は、国史跡指定地のうち、すでに川崎市が公有地化している土地と国から無償貸与されている土地である。

遺跡としては、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡であり、過去の発掘調査等により、橘樹評段階の遺構群や橘樹郡家正倉院を構成する遺構群や古代寺院関連施設等、重要な遺構等が確認されている地区である。確認した遺構等は調査終了後に、掘削部分に山砂等を充填して埋戻しを行い、地下に現状保存している。

【A2地区】

当該地区は、国史跡指定地のうち、個人及び宗教法人が所有している土地である。遺跡としては、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡であり、過去の発掘調査等により、橘樹評段階の遺構群、橘樹郡家正倉院を構成する遺構群や古代寺院関連施設等、重要な遺構等が確認されている地区である。確認した遺構群は調査終了後に、掘削部分に山砂等を充填して埋戻しを行い、地下に現状保存している。

（2）史跡指定地以外の地区区分

史跡橘樹官衙遺跡群は、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡から構成されているが、両遺跡以外にも子母口植之台遺跡・蓮乗院北遺跡や野川神明社遺跡等、周辺には官衙関連遺跡が所在しており、広い意味では、これらの遺跡を含めて橘樹官衙遺跡群と呼んでいる。

千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕や影向寺遺跡においても、史跡指定地以外に郡家に関連する遺構群が確認されているとともに、郡家及び古代寺院成立以前の集落跡や廃絶後の遺構等も存在することが判明している。また、広義の橘樹官衙遺跡群を構成する周辺の遺跡においても、官衙に関連する遺構群が確認されている場所もある。

史跡指定地（A1・A2地区）以外の地域は、大部分が住宅地及び農地である。また、この地域内には都市計画道路「野川柿生線」・「登戸野川線」の計画路線とともに、史跡に隣接した「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」もある。よって、史跡指定地（A1・A2地区）以外の地域については、こうした土地に附帯する要素や遺跡の特徴等に応じた地区区分（B・C・D・E地区）として取扱いを行う。

【B地区】

当該地区は、史跡指定地（A1・A2地区）以外の千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No. 95、高津区No. 138、高津区No. 148の一部、宮前区No. 5）のうち、橘樹郡家の主要施設（郡庁・正倉院・館・厨家）及び古代寺院域と考えられる範囲、かつ都市計画道路「野川柿生線」・「登戸野川線」計画路線敷と「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」を除いた地区である。

当該地区では、過去の発掘調査等により、橘樹評段階の遺構群、橘樹郡家の諸施設を構成する遺構群、古代寺院に関連する遺構群が確認されている場所もあり、地区全域に官衙に関連する遺構群が現存していると想定される。

現況は、住宅地・農地・墓地・駐車場等であり、住宅地は2階建の戸建住宅が大半を占めている。このうち、住宅の建設等の事前の調査によって遺構が確認されている地点については、盛土等により遺構を保全するための措置が取られている。

【C地区】

当該地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡を除く、広義の橘樹官衙遺跡群を構成する周辺の官衙関連遺跡の範囲内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No.100（子母口植之台遺跡〔蓮乗院北遺跡〕）、高津区No.148の一部（影向寺台遺跡・影向寺北遺跡）、宮前区No.4（三荷座前遺跡）、宮前区No.6（野川神明社遺跡）、宮前区No.7（野川東耕地遺跡））で、「東野川特別緑地保全地区」を除いた地区である。

当該地区では、過去の発掘調査等により、橘樹郡家正倉院と同規模の倉庫跡が確認されるとともに、大型掘立柱建物、古代の集落跡等、官衙に関連する遺構群が存在が判明している場所もある。現況は、住宅地・農地・公園等である。

【D地区】

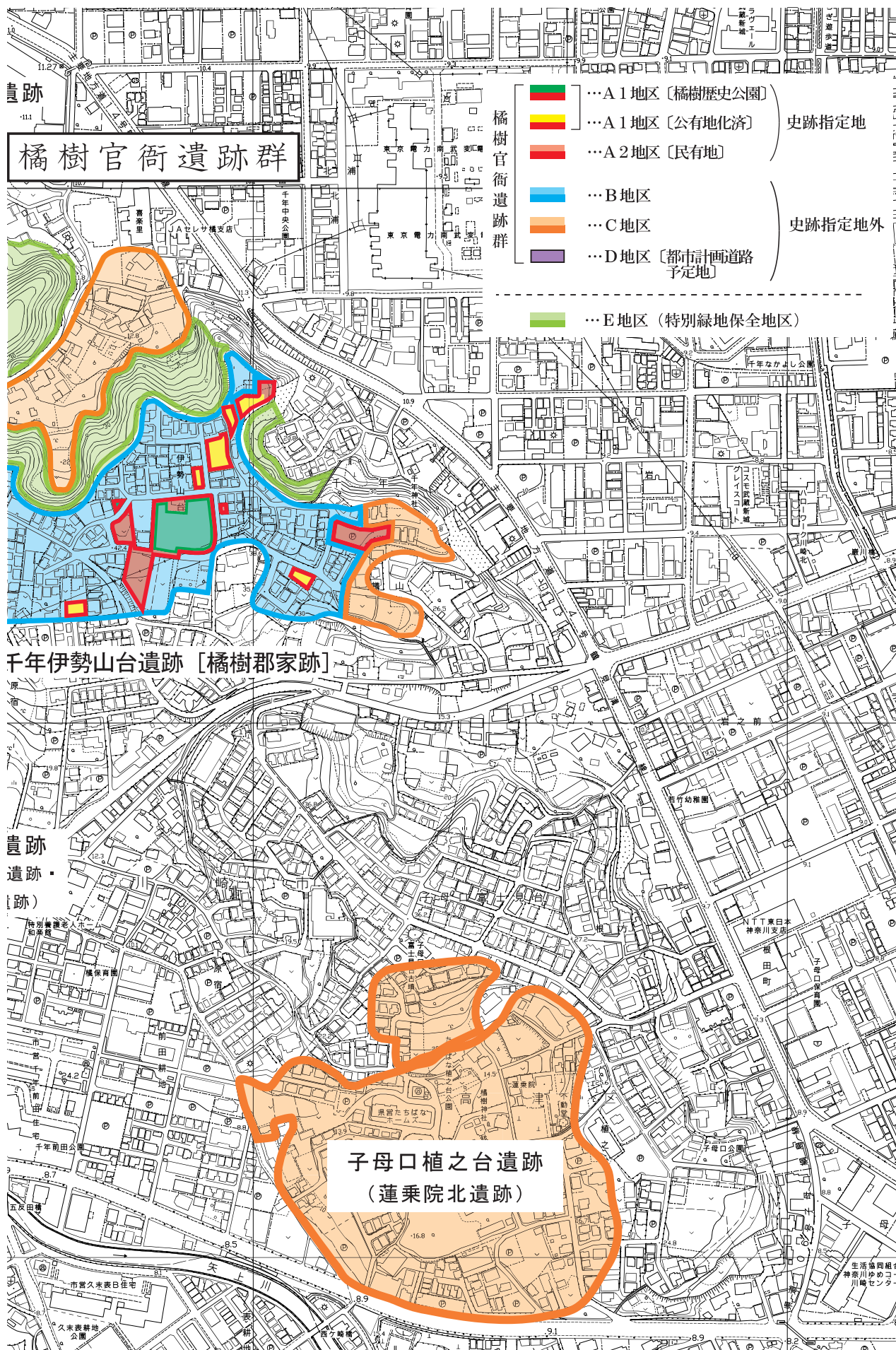
史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No.148、宮前区No.5）を通る都市計画道路「野川柿生線」と広義の橘樹官衙遺跡群を構成する三荷座前遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：宮前区No.4）を通る「登戸野川線」計画路線敷が該当する。現況は、住宅地・農地・墓地である。

当該地区では、過去の発掘調査等により、古代寺院に関連する遺構群が確認されている場所がある。

【E地区】

史跡橘樹官衙遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡周辺に所在する「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」が該当する。現況は、緑地である。

当該地区では、過去に発掘調査等を実施したことはないが、丘陵上に展開する橘樹官衙遺跡群に関連する遺構が現存する可能性もある。



第5表 史跡指定地内の構成要素

地区区分	本質的価値を構成する要素	副次的価値を構成する要素	その他の要素
A 1 地区 (公有地化完了地域)	・郡家正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ・評家関連遺構（倉庫群、溝等） ・古代における周辺地域との関係性を示す遺構・遺物（方形周溝状遺構、軒丸瓦、文字瓦等） ・郡家が立地する丘陵地形	・郡家成立前及び廃絶後の様相を示す遺構・遺物（縄文時代から近世にかけての遺構・遺物）	・都市公園（橘樹歴史公園） ・橘樹官衙遺跡群保存活用事業用地 ・案内板・説明板・解説板 ・道路（市道）
A 2 地区 (影向寺境内、公有地化未完了地域)	・郡家正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ・評家関連遺構（倉庫群、溝等） ・古代影向寺に関連する遺構・遺物（瓦葺建物（礎石建物）、掘立柱建物、区画溝、瓦、青銅製品等） ・郡家・古代寺院が立地する丘陵地形	・郡家成立前及び廃絶後の様相を示す遺構・遺物（縄文時代から近世にかけての遺構・遺物） ・影向石（塔心礎） ・平安時代後期（11世紀末）の薬師三尊（国重要文化財）等	・寺院（影向寺） ・建築物（住宅） ・工作物（生産緑地表示板、電柱、街灯、安全標識等） ・農地（畑） ・駐車場

第6表 史跡指定地以外の構成要素

地区区分	史跡の本質的価値と同等の価値の構成要素	史跡の副次的価値と同等の価値の構成要素	その他の要素
B 地区	・郡家正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ・評家関連遺構（倉庫群、溝等） ・郡庁・館・厨家等に係る遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ・古代影向寺に係る遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀・瓦等） ・郡家・寺院が立地する丘陵地形	・縄文時代から近世にかけての遺構・遺物 ・地元に残る「長者屋敷」等の伝承	・橘ふれあいの森 ・建築物（戸建住宅、集合住宅、作業場、事務所、高圧鉄塔等） ・工作物（生産緑地表示板、電柱、街灯、安全標識等） ・農地（畑） ・駐車場 ・道路（市道等） ・墓地
C 地区	・古代官衙関連の遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ※例：蓮乗院北遺跡 等	・縄文時代から近世にかけての遺構・遺物 ※例：三荷座前遺跡、野川神明社遺跡、野川東耕地遺跡等 ・古代官衙に関連する集落跡 ・中世の板碑 ・近世の墓地	・建築物（戸建住宅、集合住宅、作業場、事務所、高圧鉄塔等） ・工作物（生産緑地表示板、電柱、街灯、安全標識等） ・農地（畑） ・駐車場 ・道路（市道等）
D 地区	・古代官衙関連の遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ・郡家・寺院が立地する丘陵地形	・縄文時代から近世にかけての遺構・遺物	・建築物（住宅） ・農地（畑） ・駐車場 ※都市計画道路予定地
E 地区	・郡家・寺院が立地する丘陵地形	・古くから残る地形や斜面林（里山） ・古くから生息する動植物	・橘特別緑地保全地区 ・千年特別緑地保全地区 ・東野川特別緑地保全地区

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準

国史跡については、史跡地内でその現状を変更する、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法第43条第1項に基づき文化庁長官の許可を受ける必要がある。

そこで、橘樹官衙遺跡群の史跡地内における現状変更に関する取扱方針や取扱基準を定めるとともに、史跡指定地外についても、遺跡の保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準について、前述した保存管理の基本方針や橘樹官衙遺跡群の地区区分と構成要素等に基づき設定する。

(1) 史跡指定地内における取扱方針と取扱基準

【A1地区・A2地区に共通する取扱方針】

- 現状変更を行う場合は、原則、現状維持（同一規模・同一場所・同一深度以内での変更）を図るとともに、周囲の景観・環境等に配慮する。
- 文化庁から現状変更の許可が出される場合、遺構を損傷しない等の条件が付されることから、過去に確認調査等を実施したことのない範囲は、確実に遺構の保存ができるよう、事前に調査を実施して遺構の現存深度等を把握する。ただし、軽微な変更等の場合は職員が立会いを行いながら実施する。

【取扱基準】

現状変更の許可に関する地区区分ごとの取扱基準は第7表のとおりである。

第7表 史跡指定地内（A1・A2地区）の現状変更取扱基準

地区区分及び基準 現状変更内容			A1地区	A2地区	摘 要 許可は、史跡への影響を与えないまたは影響が軽微であることを条件とする。
			現状維持	現状維持	
建築物	新 築		×	△	寺院関連施設のみ
	増・改築		×	○	寺院関連施設、戸建住宅等
工作物	掘削有	取り壊し	○	○	寺院関連施設、戸建住宅等
		新 設	○	○	復元建物等、史跡説明板等
		改修・更新等	○	○	
	掘削無	撤 去	○	○	
		新設・改修・更新等	○	○	物置等
		撤 去	○	○	
立竹木	植樹・移植・伐採		△	△	遺構への配慮を条件に許可する。
地形改変	地盤改良・農地改良等		×	×	
その他	保存目的調査		○	○	

* 現状変更にあたっては、必ず事前に文化財保護部局に相談すること。

(○=可、△=条件付可、×=不可)

【A1地区の取扱方針】

- すでに公有地化が完了しているA1地区については、保存活用を図るために必要な史跡整備等を実施するまでの間、遺構等に影響がないよう地区の環境保全に努める。

【A2地区の取扱方針】

- 千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡（影向寺境内を除く）の土地では、遺構面に影響が及ばない深度内での耕作や工事等を実施してもらう。

- 影向寺遺跡のうち影向寺境内における現状変更については、現状維持（同一規模・同一場所・同一深度等）という基本方針を原則とするが、寺院という特殊性に鑑み、やむを得ない場合は、遺構面を損傷しないこと等の条件を付して許可し、宗教活動に影響がないよう配慮する。

（２）史跡指定地外における取扱方針と取扱基準

史跡指定地外において、現状を変更する、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、周知の埋蔵文化財包蔵地内であれば、文化財保護法第93・94条に基づく取扱いを行うことになる。また、特別緑地保全地区についても、都市緑地法に基づく取扱いが必要である。

また、史跡地内と同等の価値を有する遺構等の存在が想定される範囲もあり、史跡と密接な関係性を有する地域であるが、遺跡を現状保存することを前提とし、原則公有地化は行わない方針や基準を設定する。

【B地区～E地区に共通する取扱方針】

- 原則、公有地化は行わず、現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱う。
- 史跡指定地の周囲に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地及びその隣接地については、「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準」に基づき対応し、可能な限り現状保存を図るとともに、確認調査を実施して橘樹官衙遺跡群関連遺構等の有無を把握する。
- すでに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認されている区域、また調査によって新たに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域のうち、史跡整備を実施する計画範囲内の土地や、地下に遺跡を保存した状態（現状保存）での利活用が困難になった土地については、関係者等との協議を行った上で、地権者等の理解と協力のもと、国史跡への追加指定及び国庫補助等を活用した公有地化を図る。

【B地区の取扱方針】

- 周知の埋蔵文化財包蔵地及びその隣接地については、「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準」に基づき対応し、確認調査を実施して橘樹官衙遺跡群関連遺構の有無を把握するとともに、原則、盛土等により遺跡の現状保存を図る。また、住宅の新築等の際には、歴史的環境保全に配慮したデザイン等とするよう、建築部局および市教委と協議・調整をはかるよう要請する。
- 現況の道路等の維持管理に関するものや、生活上必要な最低限の道路の拡幅については、遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、現状変更実施場所の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、現状変更する。

【取扱基準】

土木工事等の実施等、保存に影響を及ぼす行為に関するB地区における取扱基準は第8表のとおりである。

【C地区の取扱方針】

- 橘樹郡家や古代寺院と同時期の官衙に関連する遺構等が検出された場合は、現状保存を図りつつ、遺跡の内容等を把握するための確認調査を実施し、遺跡の保存にむけ地域の協力を得られるよう調整を図る。

【D地区の取扱方針】

- 都市計画道路の事業進捗状況に応じ対応を図るが、橘樹官衙遺跡群に関連する遺構が発見された場合は、関係部局等と調整し、その保存に努める。

【E地区の取扱方針】

- 樹木の伐採等、掘削を伴わない現状変更を実施する場合は、将来的に土壌の流出・風化等により遺構面へ影響が及ぶ可能性もあることから、関係機関等と事前に協議を行う。
- 将来的に史跡の価値を高める自然的景観の形成に向け、地域住民及び関係機関等と継続的な協議を行い、合意形成を図っていく。

【取扱基準】

土木工事等の実施等、保存に影響を及ぼす行為に関するC・D・E地区の取扱基準は第9表のとおりである。

第8表 史跡指定地以外（B地区）の取扱基準

土木工事等内容		地区区分	B地区	摘要
建築物	新 築		△	・遺構が検出されている場合は現状保存を条件とする。 ・歴史的環境保全に貢献するデザインとするよう要請する。
	増・改築		○	
	取り壊し		○	
工作物	掘削有	新 設	△	遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、工作物設置場所の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、工作物を設置する。
		改修・更新等	△	
		撤 去	△	
立竹木	植樹・移植・伐採		△	遺構が検出されている場合は、遺構への配慮を条件とする。
地形改変	農地改良・土地改変等		○	遺構が検出されている場合は、遺構への配慮を条件とする。
その他	保存目的調査		○	

(○=可、△=条件付可)

第9表 史跡指定地以外（C・D・E地区）の取扱基準

土木工事等内容		地区区分	C地区	D地区 (※1)	E地区
建築物	新 築		○	○	—
	増・改築		○	○	—
	取り壊し		○	○	—
工作物	掘削有	新 設	○	○	○(※2)
		改修・更新等	○	○	○(※2)
		撤 去	○	○	○(※2)
立竹木	植樹・移植・伐採		○	○	△(※2)
地形改変	農地改良・土地改変等		○	○	○(※2)
その他	保存目的調査		○	○	○(※2)

(○=可、△=条件付可)

(※1) 別途都市計画道路計画決定地としての取扱いあり
(※2) 別途特別緑地保全地区としての取扱いあり

第4節 土地公有地化の方針

史跡橘樹官衙遺跡群は、川崎市にとって非常に高い歴史的価値を有していることから、将来にわたり保存・整備・活用を進めていくことが重要である。よって、橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、第10表に基づき、遺跡の保存方法及び公有地化の方針を定める。

なお、遺跡の保存方法については、将来的な史跡整備の計画、遺跡の重要性や活用方法等を踏まえ選定する。

〔用語の説明〕

現状保存…開発事業等による掘削等により地下の遺構等に影響が及ばず、そのままの状態で保存すること。

記録保存…開発事業等により現状のまま保存することが不可能になった遺構や埋蔵文化財について、発掘調査により、失われる遺跡の情報を図面、写真、報告書、3Dデータ等、記録として保存すること。

第10表 土地公有地化の方針

地区区分	方針	考え方
A1地区		・既に公有地化済。
A2地区	状況に応じて公有地化を図る	・基本的に、現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱う。 ・ただし、寺院地を除く民有地については、地権者からの要請があれば優先的に公有地化することを条件に史跡指定の同意を得ていることから、地権者からの要請に応じて、国庫補助等を活用した公有地化を図る。 ・また、地権者の都合により、現状保存が困難になった土地については、将来的な史跡整備の計画範囲を鑑み、地権者及び関係者等との協議を行い、国庫補助等を活用した公有地化を図る。
B地区	原則 公有地化しない	・現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱い、公有地化しない。 ・ただし、郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認されている区域、又は、調査等によって新たに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域で、地権者の都合により、現状保存が困難になった土地については、将来的な史跡整備の計画、遺跡の重要性や活用方法等を踏まえ、必要に応じ、地権者及び関係者等との協議を行い、国史跡への追加指定（A2地区への編入）及び国庫補助等を活用した公有地化を図る。
C地区	公有地化しない	・現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱い、公有地化しない。 ・また、調査等により、新たに遺構等が確認された場合は、原則、記録保存で対応する。
D地区	公有地化しない	・現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱い、公有地化しない。 ・なお、当該地区は、都市計画道路予定地であることから、整備に向けて事業化する状況になった場合は、関係機関等と協議を行い、改めて取扱いを決定する。
E地区	公有地化しない	・特別緑地保全地区として、すでに一定程度公有地化され、緑地保全が図られていることから、遺跡の保存に影響を及ぼす可能性は低く、公有地化しない。